

第12回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成20年12月3日(水)午後3時～午後5時

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

河野征夫, 坂下宗生, 下田文男, 高橋保子, 肥後正徳, 山城 滋
横溝邦彦, 吉岡恭子(五十音順, 敬称略)

[説明者]

藤本事務局長, 益田首席家庭裁判所調査官, 若槻家事首席書記官
永井少年首席書記官, 廣安次席家庭裁判所調査官, 岡澤少年訟廷管理官
依光主任書記官

[事務担当者]

田淵総務課長, 永澤総務課課長補佐, 賀茂庶務係長

第4 議事

1 開会宣言(総務課長)

2 委員異動報告

- (1) 平成20年7月4日付け退任
畑矢健治
- (2) 同日付け新任
山城 滋
- (3) 平成20年7月14日付け再任
吉岡恭子
- (4) 平成20年10月31日付け退任
窪田正彦
- (5) 同日付け新任
下田文男

3 新任委員あいさつ, 自己紹介

4 委員長選任

下田委員を委員長に選任した。

諮問される側と諮問する側が同一なのは, 家庭裁判所委員会規則に定められて
いる趣旨に反するのではないかとの意見あり

5 議事

- (1) 裁判所に寄せられる苦情の対応等について

[事務担当者]

家裁に寄せられる「苦情」については, 様々なものがあるが, 大きく2つに分けら
れるのではないかと考えている。

1つ目は, 審判等の結果に対する苦情であり, 申立てが却下されたことに対する苦
情をいただくことは, 決して少なくない。

審判等の結果に対する苦情は、書記官室で対応することが多いが、裁判官の判断に関する事項であることから、不服申立ての手續を執っていただくことになる旨を御説明している。

2つ目は、職員又は裁判所の不適切な対応に対する苦情であり、例えば、手續等を説明する際の言葉遣いが不適切であるといった事例があった。

これに対する対応としては、他に同席していた職員が状況を現認しており、その場でお詫びをした事例や、後日、上司が事実確認の上、改めてお詫びした事例などがある。

苦情の件数や傾向については、特に統計等をとっていないため、はっきりとした数値等を御紹介することはできないが、数としては、紛争性の高い審判の内容に関する苦情が圧倒的に多いというのが、率直な感覚である。

しかしながら、裁判所に寄せられる苦情の中には、来庁者に対する接し方や説明の仕方など、職員として身につけておくべき基本的な事柄についての御指摘も含まれており、このような苦情に関するもう一つの対応として、職員に対する指導ということも行っている。職員に対しては、種々の研修の機会等を通じ、来庁者に対する接遇や、手續等の説明に関するスキルアップを図っているところである。

[委員]

弁護士会にもいろんな苦情が寄せられるが、弁護士会から会員に対し、どういった苦情があったのか、情報を提供している。裁判所では、弁護士会のような情報提供は行っていないのか。

[委員長]

審判等の結果に対する苦情も多く、直ちに弁護士会のような対応を執ることは難しいのではないかと感じている。一方、職員の不適切な言動があった場合については、裁判所が反省すべき問題である。そのような問題があれば、情報を共有し、いろんな場面で注意喚起している。また、裁判員制度が始まる関係で、地方裁判所だけでなく家庭裁判所においても、改めて当事者や一般の方々に対する接遇などの研修をしていくつもりである。

[委員]

職員の態度や職員の不適切な対応については、対処の方策等をシステム化すべきではないか。

[委員長]

職員の態度等に対する苦情はそれ程多くはないが、もちろんそのような場合には、厳正に対処していく。

(2) 少年事件について

ア 審判廷等の見学

イ 説明者から少年審判の流れ、少年審判手続の特質並びに被害者配慮制度及び少年法改正の動き等について説明

ウ 質疑応答

[委員]

少年事件を担当している裁判官の立場から、少年が少年鑑別所に送致されるケー

スを例として補足させていただく。まずは、検察官から送られてくる記録を見て、その少年のために少年鑑別所に収容することが相当なのかどうか判断する。少年鑑別所に収容するかどうかについては、家庭裁判所調査官に少年の調査をしてもらい、裁判官と家庭裁判所調査官とで、どの方向が相当なのかどうか考える。前提として、その少年が非行を犯したのかどうかという認定については、裁判官が判断する。実際そのような手続は、先程見学した審判廷で行われる。

私は、少年審判では、必ず少年に対し「おはようございます。」とあいさつをする。そのときに、あいさつができる少年とあいさつができない少年と様々であるが、そこから始めている。その後、「名前は」、「生年月日は」と聞いている。少年鑑別所に収容する旨の決定（観護措置決定）をする場合、少年鑑別所への収容を覚悟している少年もいれば、少年鑑別所に行きたくないという少年もいる。そのときに、私が必ず少年に対して言うのは、もう一度、審判のために家庭裁判所に来てもらうということ、そこで最後の終局決定をするということである。それまでの間に、今回のことや、これからどうするのかを十分考えるようにと話をしている。その後、4週間の間に、少年の処遇をどうするのかを検討するが、少年審判の根本は、その少年が再非行をしないということである。では、その少年に対し、再非行させないためにはどうしたらいいのかということを考えながら、裁判官、家庭裁判所調査官及び裁判所書記官と打合せをして審判に臨むのである。少年に弁護士である付添人が付いている場合などは、事前に付添人からも御意見をお聴きするということになる。

少年法は、少年が再非行しないための手続である。刑事裁判は、処罰するための手続である点が異なる。少年の場合は、教育的な手続が含まれている。非行事実について、否認している少年の場合には、非行事実の審理に集中して進めていくことになる。

少年が少年鑑別所に収容されたら、規則正しい生活をするようになる。少年事件の少年というのは、これまでに非常に不規則な生活をしている少年が大半である。昼夜逆転の生活をしている。例えば、夜遊びをしていたり、ゲームをしていたりなど、それには様々な原因があり、家庭環境に非常に問題がある割合が多いことは事実である。ただし、家庭環境に問題のない少年もいないわけではない。では、家庭環境に問題のある少年にはどう対応するのか、また、家庭環境には問題はないのであるが、少年自身に問題がある場合にはどう対応するのかなどを考えながら裁判官は、審判に臨んでいる。審判廷では、まず、少年に対し、あいさつをする。少年は、少年鑑別所に収容されて規則正しい生活をしているせいか、先程述べたときに比べるとあいさつができるようになる場合が多いが、中には変わらない少年もいる。必ず黙秘権の告知をするが、一方で、少年審判は、少年の保護を目的としているのであるから、少年には、審判廷においてたくさん述べてもらいたいし、少年が述べた内容については、裁判官を始め、みんなで一緒になって考えていきたい旨を少年に説明している。

まずは、非行事実について間違いがないかどうか確認する。間違いがないということであれば、そのような問題行動を起こしたことについて現在どう思っているか、

被害者がいれば、被害者に対し、どう思っているのか、周りの家族のことについてもどう思っているのか、少年鑑別所ではどんなことをしていたのかなど質問する。少年によっては、あまりしゃべらない少年といっぱいしゃべる少年がいる。少年に付添人が付いている場合などは、付添人にも意見を聴いている。

一番最後には、もう一度少年に対し、いろいろ尋ねたと思うが、最後に何か言いたいことはあるか尋ねる。それを聴いた上で審判をする。

12月15日から被害者等傍聴制度が始まるが、なぜこのような要請があったかと言えば、今まで、少年審判は非公開で行われていたからである。被害者の方々は、これまでは、少年が審判廷において何をしゃべったのか全く分からなかった。それを知りたい、少年がどういう状況でその行為に及んだのか聴きたいという大きな要請からこの制度ができたのである。

少年法の理念とは角度が異なる面もあるので、これからどのように運営していくのか、少年事件を担当する裁判官が抱える大きな課題である。

[委員]

被害者等傍聴について、先程見学した審判廷を見ると、審判廷は狭く感じられた。

被害者等としては、テレビでよく見る法廷をイメージしていると思うが、先程見学した審判廷では、被害者等が少年を目の当たりにしてしまうこととなるが、予め被害者等から傍聴の申し出があった場合、「こういう審判廷だけれども、どうですか。」などと確認することはないのか。この点については何か検討されているのか。

[説明者]

- ・ 御指摘のとおり審判傍聴の申し出があった場合、実際の審判廷はこのようなものであると事前にお伝えしておくことは必要であると考えている。
- ・ 少年審判の前に、家庭裁判所調査官が被害者等面接の調査をする際、家庭裁判所に来ていただく場合には、審判廷を見ていただく機会を設けたいと考えている。

[委員長]

被害者等の被害感情が強い場合は、少年と傍聴人の位置関係を考えたりすることになると思う。

[委員]

傍聴される被害者等には、十分なオリエンテーションが必要である。申し出をされる場合ある程度心構えはされていることとは思うが、気持ちが揺れ動くことも十分考えられる。特に少年事件の場合は、刑事事件と違って、発生時から審判までの期間が非常に短いことから、そのような被害者等の心情にも十分配慮していく必要があると考えられる。

[説明者]

被害者等と少年の距離が、審判廷においては非常に近いということは、検討を始める当初から色々と感じているところである。まず、傍聴対象事件が係属した場合に、だいたいどの程度の被害者等が傍聴を希望されるか、また、被害者等の方々がどの程度の被害感情を抱いているのか、といった点について、被害者等の供述調書などの資料からある程度の予測を立てることを考えている。その時点で、傍聴人の数が多くなりそうであるとか、ある程度の危険が予測される場合には、どこを審判廷として

使用するかということも含めて検討する。もちろん原則は審判廷であるが、場合によっては、人事訴訟事件などで現在使用している法廷を使用することも考えなければならない。法廷であれば、傍聴人と少年の間には柵があるため、ある程度の距離の確保が可能ではないかと考える。また、被害者等の心情に十分配慮が必要との御指摘があったが、「このような場所で行う。」ということをしてできるだけ早期に御理解いただかなければならないと考えており、審判期日当日も被害者等の方には少し早めに来ていただき、当日の動きを具体的に説明するなどして、傍聴等が的確かつ円滑に行われるように配慮して参りたい。

[委員]

少年の教育的な見地から、審判廷における被害者等の傍聴が、少年に与える影響は大きいのではないかと考える。被害者等の審判傍聴を認める判断の基準というものはあるのか。

[委員長]

審判の傍聴は、家庭裁判所が少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときに許される。具体的には、個々の裁判官の判断ということになる。また、少年の健全育成の観点からは、被害者の痛みや被害者が被った損害等を少年が知ることの一つの教育であり、これも一つの視点であると言える。このような視点から言えば、少年の健全な育成を妨げるケースはあまり多くないと思われる。

[委員]

- ・ 被害者等の審判傍聴を認めるかどうかは、それぞれの裁判官の判断になる。被害者等の審判傍聴制度が導入されたからといって、少年法の理念がこれによって変わるわけではない。被害者等が傍聴することによって、少年が言いたいことを言えなくなってしまう事態は避けなければならないが、一方では、被害者等の被害も少年に理解してもらわなければならない。
- ・ 少年法上被害者等が審判を傍聴できるのは、殺人などの重大事件の場合だけである。
- ・ 審判廷では裁判官と少年との距離が近く、咳一つただけで少年がビックリする。重大事件ではないが少年審判を経験した少年から、思うように自分の思いを言うことができなかつたと聞いたことがある。
- ・ 少年法の理念である少年の健全な育成をするためには、小学校、中学校、高校で、自分が罪を犯すとうなるということを裁判所から少年達に話をしていたきたい。そうでなければ、少年の健全な育成はできないと考える。

[委員長]

- ・ 来年5月から裁判員制度が始まるため、裁判所職員が小学校、中学校に赴いて、刑事事件等について説明する機会は多くなっている。また、教育委員会等にも赴いて、裁判員制度の広報活動を通じ、同様の説明をしている。

[委員]

- ・ 審判廷は息が詰まる感じがする。裁判所としては試行錯誤の繰り返しではないかと思われるが、柔軟に対応していただくことを期待する。
- ・ 年間に被害者等の審判傍聴は何件くらいと予想されるのか。

[委員長]

- ・ 少年審判傍聴の申し出がどの程度なされるのか、予測することは難しい。
- ・ 少年審判傍聴制度の運用状況については、次回以降も情報提供できる事項があれば、御説明させていただきたい。

[委員]

- ・ 重大な事件ではなく、軽微な少年事件において、審判後の少年の教育はどうなっているのか。例えば、きちんと謝罪や被害弁償などをしたのかなどである。
- ・ 少年事件の場合は、刑事事件と異なって審理期間が短く、その間に被害弁償等を行うことには限界もある。裁判官としては、審判後、その少年がどうなったのか、新たな事件が送致されていないことなどから推測するしかなく、審判において、どのように少年に対して動機付けをするか色々と悩んでいる。
- ・ 弁護士としても虚しさを感じることもある。少年と関わることができるのは、1か月余りであり、その間に謝罪をと言ってみても、少し心情に変化がみられると思う頃には、審判期日を迎えることになる。
- ・ 少年法の改正により、少年審判がどのように変化していくのか機会があれば、当委員会で採り上げていただきたい。

(3) 次回の予定等

ア テーマ

[委員長]

人事訴訟事件をテーマとさせていただきたい。

[各委員]

(異議なし)

イ 期日等

[委員長]

平成21年6月10日(水)午後3時

以上